

# 破産事件の手續費用一覽

(平成31年1月1日実施)

## 申立手数料(貼付印紙額)

個人自己破産及び免責申立て	1,500円
法人自己破産申立て	1,000円
債権者破産申立て	20,000円

## 予納郵券基準表

※ 債権者数の多い事件などでは、変更されることがあります。

切手	同時廃止		管財		
	本人申立	代理人申立	自己・準自己		債権者申立
			自然人	法人	
500円		—	—	—	4
120円		—	—	—	10
100円		7	7	14	60
82円	50	30	30	20+債権者数	50
20円		10	10	10	20
10円		20	20	20	40
1円	10	10	10	10	10
合計	4,110円	3,570円	3,570円	3,450円+α	14,110円

## 予納金基準表

			官報公告費用	管財手續費用
同時廃止			11,644円	—
管財	一般管財	自然人	18,205円	20万円~(※) ※ この金額は、申立書類の内容や想定される管財業務等を勘案した結果により増額される場合があります。
		法人	14,516円	
	特定管財 (債権者申立等)		(下表のとおり)	

(特定管財)

負債総額	自然人	法人
5000万円未満	50万円	70万円
5000万円以上 1億円未満	80万円	100万円
1億円以上 5億円未満	150万円	200万円
5億円以上 10億円未満	250万円	300万円
10億円以上 50億円未満	400万円	
50億円以上 100億円未満	500万円	
100億円以上 250億円未満	700万円	
250億円以上 500億円未満	800万円	
500億円以上 1000億円未満	1000万円	

\*負債総額1000億円以上の場合は予納金は1000万円以上